

# 資料 5

## 法務省説明資料



# 法務省資料

- 法務省資料 1－1 リーフレット「今、悩みを抱えるあなたへ」
- 法務省資料 1－2 人権擁護機関における主な人権相談体制
- 法務省資料 1－3 「女性の人権ホットライン」統計資料
- 法務省資料 1－4 配偶者等からの暴力事案に関する救済事例
- 法務省資料 2 入国管理局におけるDV被害者把握状況
- 法務省資料 3 いわゆるDV法における保護命令違反事件の受理・処分状況
- 法務省資料 4 リーフレット「DV等被害者法律相談援助のご案内」
- 法務省資料 5 無戸籍者の情報について
- 法務省資料 6 職務関係者に対する研修の実施状況





人権イメージキャラクター  
人KENももる君



人権イメージキャラクター  
人KENももる君

私たちに話してみませんか  
“人権擁護委員”は、  
あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

人権擁護委員とは？

1 どんな人？

人権擁護委員は 全国すべての市町村にいます。  
人権擁護委員は 日常生活に埋もれている人権問題を  
すくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣  
から委嘱されます。  
人権問題の解決にはきめ細やかな支援が大切ですが、  
人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任し  
ています。

人権擁護委員とは？

2 どんな制度？

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした歴  
史ある制度です。  
人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるた  
め、法務局職員と共に、人権相談や救済のための活動。こ  
のリーフレットの説明参照。するほか、人権教室や講演  
会など地域に密着した啓発活動をしています。  
人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となっ  
て、人権を守る制度なのです。

人権擁護委員とは？

3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずきき草(パツ  
ジ)を着けています。  
きき草(パツジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、  
中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這っ  
て広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるよ  
うにとの願いが込められています。



かたばみ



きき草

人権侵害に関するご相談はこちら

人権についての相談はなんでも

みんなの  
人権110番

0570-003-110

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局に  
つながります。  
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)  
一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの  
人権110番

0120-007-110

子どもの人権についての専用相談電話です。  
いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。  
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の  
人権ホットライン

0570-070-810

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの  
女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。  
受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)  
一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています

パソコン・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索 SOS-eメール

http://www.jinken.go.jp/



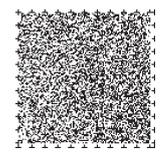
秘密は守ります。  
相談は無料です。  
ぜひご相談ください。

リサイクル連性  
この印刷物は、印刷の廃り、  
リサイクルできます。

法務省資料1-1  
差別を受けた  
セクハラ・パワハラを受けた  
いじめ・体罰を受けた  
名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなど

悩みを  
抱える  
あなたへ

ひとりで悩まず  
法務局に相談を



人権イメージキャラクター  
人KENももる君

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

# あなたの悩みの人権侵害

かも...



## 差別



いじめ・いやがらせ



## 虐待



どこに相談すれば良いのかわからない。

## インターネットでのプライバシー侵害

# もう一人で悩まないで 相談から解決へ



全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が  
人権に関するご相談をお受けしています。  
必要に応じて、事実関係を調査します。  
あなたの悩みの解決のため、最善の方法を一緒に  
考えます。  
いじめ、いやがらせ、虐待などを  
見たり聞いたりしたときにも、情報をお寄せください。

### 窓口相談



### 電話相談



### インターネット相談



人権侵害をした人に  
改善を求める

### 説示・勧告



話し合いを仲介し  
相手方との関係を調整

### 関係調整



法的なアドバイス  
専門的な機関を紹介

### 助言・紹介



# 人権擁護機関における主な人権相談体制

## ※人権擁護委員と法務局職員が対応

- 1. 常設・特設相談所（電話又は面談による相談）
  - ◆ 常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設  
（平成28年における相談件数・・・約19万9千件）
  - ◆ 特設人権相談所・・・市町村役場、公民館、デパート等で随時開設  
（平成28年における相談件数・・・約2万4千件）
- 2. 子どもの人権110番
  - ◆ 法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置  
（平成28年における相談件数・・・約2万3千件）
- 3. 子どもの人権SOSミニレター
  - ◆ 全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布  
（平成28年度における相談件数・・・約1万7千件）
- 4. インターネット人権相談（SOS-eメール）
  - ◆ パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答  
（平成28年における相談件数・・・約9千件）
- 5. 女性の人権ホットライン
  - ◆ 法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う相談電話を設置  
（平成28年における相談件数・・・約1万9千件）
- 6. 外国語による人権相談
  - ◆ 法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備  
（平成29年4月から）  
【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語





## 「女性の人権ホットライン」統計資料

### ○ 設置目的

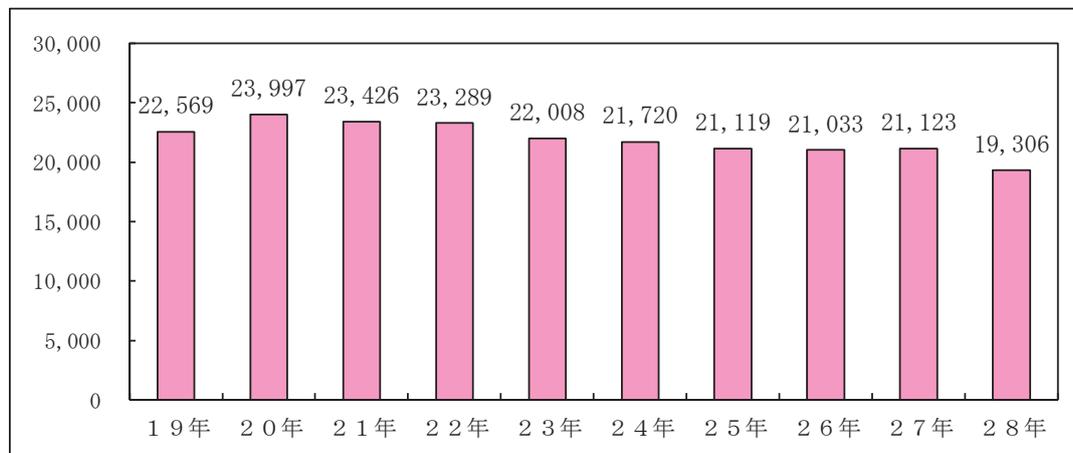
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成24年～28年）

相談内訳	平成	24年	25年	26年	27年	28年
① 暴行・虐待		2,111	1,813	1,694	1,727	1,591
② 強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,307	1,254	1,338	1,413	1,202
③ セクハラ		402	334	412	378	368
④ ストーカー		328	438	383	306	321
⑤ その他		17,572	17,280	17,206	17,299	15,824
合計(件)		21,720	21,119	21,033	21,123	19,306

注) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

### ○ 利用件数の推移（平成19年～28年）





## 配偶者等からの暴力事案に関する救済事例

### 事例1

◆夫からの暴言や暴力的行為から逃れて、子どもとともに安全な場所で生活したいとして、妻から法務局に相談がされた事案。

相談を受けた法務局は、直ちに被害者らが居住する地域の市役所に連絡した上、同日中に被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者らの状況を説明した。その結果、被害者らが市から紹介された民間のシェルターに移ることが同日中に決定し、その後速やかに保護されるに至った。(措置:「援助」)

### 事例2

◆高齢の父親から母親が暴言を受けているとして、その子から「インターネット人権相談受付窓口」に相談がされた事案。

法務局は速やかに子に連絡を取り被害状況を確認したところ、母親が父親から日常的に暴言を受けていることが認められた。そこで法務局は、子の了解を得た上で、地域包括支援センターに情報提供を行った。

その後、同センターが母親らと面談して対応を協議し、父親を病院に受診させ適切な薬を処方してもらうなどした結果、母親に対する暴言はなくなり、安心して生活することができるようになったとして、相談者である子から感謝の言葉が述べられた。(措置:「援助」)



## 入国管理局におけるDV被害者把握状況

表1 年別 DV被害者数

(人)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	総数
26	67	77	66	78	78	75	95	64	626

※ 平成20年は7月から同年12月の数値

表2 国籍別 DV被害者数（平成20年7月から平成28年）

(人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	277	36	58	1	372
中国	63	2	22	2	89
ブラジル	14	3	9	0	26
韓国	19	0	3	0	22
タイ	13	3	3	0	19
その他	68	6	23	1	98
総数	454	50	118	4	626

表3 認知状況別 DV被害者数

(人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	総数
在留審査手続	15	52	58	49	53	52	62	72	41	454
退去強制手続	8	10	10	7	5	5	2	3	0	50
相談のみ	3	5	9	10	19	19	11	19	23	118
その他	0	0	0	0	1	2	0	1	0	4
総数	26	67	77	66	78	78	75	95	64	626

※ 平成20年は7月から同年12月の数値

表4 地方入国管理局別 DV被害者数

(人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	合計
札幌局	0	0	1	0	1
仙台局	3	3	1	4	11
東京局	21	16	18	12	67
名古屋局	19	31	39	20	109
大阪局	17	7	18	10	52
広島局	6	10	9	5	30
高松局	2	0	0	2	4
福岡局	10	8	9	11	38
総数	78	75	95	64	312

表5 各年別 DV被害者数

平成20年(7月から12月) (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン	9	7	2	18
中国	2	0	0	2
インドネシア	1	0	0	1
その他	3	1	1	5
総数	15	8	3	26

平成21年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン	32	8	2	42
中国	6	0	2	8
インドネシア	3	0	0	3
その他	11	2	1	14
総数	52	10	5	67

平成22年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン	36	6	5	47
中国	7	1	2	10
韓国	4	0	0	4
その他	11	3	2	16
総数	58	10	9	77

平成23年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン	31	5	8	44
中国	6	0	0	6
タイ	2	1	0	3
その他	10	1	2	13
総数	49	7	10	66

平成24年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	30	4	4	1	39
中国	8	1	5	0	14
韓国	7	0	1	0	8
その他	8	0	9	0	17
総数	53	5	19	1	78

平成25年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	28	3	12	0	43
中国	7	0	3	1	11
タイ	3	0	1	0	4
その他	14	2	3	1	20
総数	52	5	19	2	78

平成26年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	41	1	5	0	47
中国	7	0	1	0	8
ブラジル	4	0	3	0	7
その他	10	1	2	0	13
総数	62	2	11	0	75

平成27年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	37	2	9	0	48
中国	15	0	4	1	20
インドネシア	5	0	0	0	5
その他	15	1	6	0	22
総数	72	3	19	1	95

平成28年 (人)

	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	33	0	11	0	44
中国	5	0	5	0	10
ブラジル	1	0	1	0	2
その他	2	0	6	0	8
総数	41	0	23	0	64

## いわゆるDV法における保護命令違反事件の受理・処分状況

平成13年から平成28年まで(年別)

年	通常受理	起 訴			不起訴 計	家裁送致 計
		計	公判請求	略式請求		
平成13年	2	0	0	0	0	0
平成14年	36	29	19	10	6	0
平成15年	40	34	21	13	6	0
平成16年	52	43	33	10	8	1
平成17年	74	58	29	29	18	0
平成18年	58	41	28	13	14	0
平成19年	83	71	34	37	14	1
平成20年	81	51	28	23	27	0
平成21年	90	70	35	35	25	0
平成22年	85	64	28	36	21	0
平成23年	65	37	24	13	31	0
平成24年	122	85	34	51	32	0
平成25年	112	70	37	33	42	0
平成26年	121	80	43	37	42	0
平成27年	108	64	37	27	49	0
平成28年	113	62	32	30	48	1
計	1,242	859	462	397	383	3

出典 = 検察統計年報



DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まります。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方のご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

### 《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

#### ■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

#### ■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。  
法律相談は、弁護士との面談相談です。

#### ■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,400円)をご負担いただきます。

#### 《資産基準》

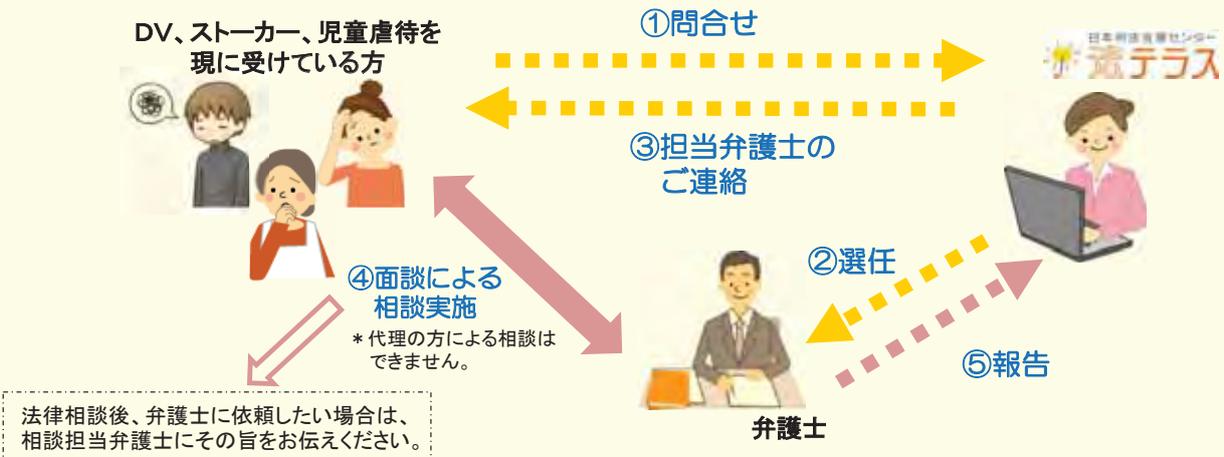
法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

## 《ご利用の流れ》



## 《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

**お近くの法テラスまでお問い合わせください。**  
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

**DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、資力にかかわらずご利用いただけます(※3)。**

○DV………配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。

○ストーカー……特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返すことをいいます。

○児童虐待……保護者がその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金がありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

**自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。**

資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

代理で相談を受けても良いですか？

**法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。**  
制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。  
※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

**一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。**  
ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。  
※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。

## 無戸籍者の情報について

### 1 無戸籍者問題について

戸籍に記載されない者がいるという問題

主な原因は、母が、婚姻中に夫以外の子を懐胎した場合、民法上は夫が父親と推定されるが、届出義務者である母が、推定上の父を父とする出生届の提出を望まない結果、子が戸籍に記載されないもの

運用上の改善あり（離婚後の懐胎であるとの医師の証明書がある場合は例外的取扱い可、住民票・旅券一部作成可、就学・福祉に支障なし）

### 2 法務省における取組（平成26年度～）

①無戸籍者情報の集約

②戸籍記載のための丁寧な手続案内

③無戸籍者ゼロタスクフォース（総務省・厚労省等）、日弁連との連携

～新たな取組（平成29年11月21日付け）～

- ・情報提供が個人情報保護上問題でない旨総務省と連名で周知
- ・地方協議会（弁護士会，法テラス，裁判所等）設置への働きかけ

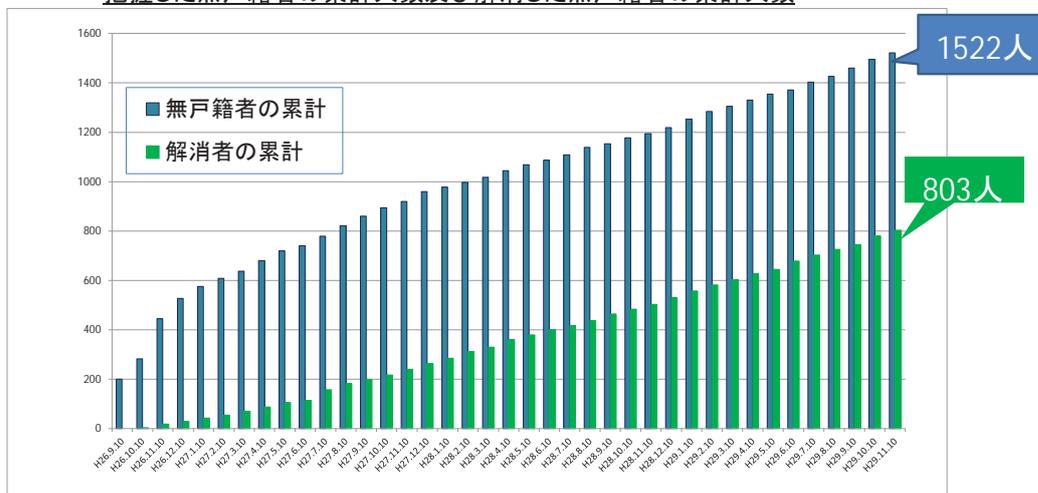
### 3 法務局から法務省に連絡のあった戸籍に記載されていない者（無戸籍者）の数

平成29年11月10日現在（平成26年9月10日～）

把握した無戸籍者の総数	1522人
解消された数	803人
無戸籍者の数	719人

→ 嫡出推定が原因 約75%  
DVがあったと供述 約7%

把握した無戸籍者の累計人数及び解消した無戸籍者の累計人数





法務省における職務関係者に対する研修の実施状況

番号	局部課等	研修名	研修実施回数	受講対象者	備考
1	人権擁護局	人権啓発指導者養成研修会	年に3回実施	地方公共団体の人権啓発担当職員等	当該研修のうち、90分程度を配偶者からの暴力を含む「女性の権利」に関する講義に充てている。
2	入国管理局	入国管理局関係職員人権研修	年に1回実施	本研修において得た知識を他の職員に對して指導できる者	当該研修のうち、3時間程度を配偶者からの暴力に関する講義に充てている。
3	入国管理局	人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修	年に1回実施	人身取引等に関する業務に従事する職員	当該研修のうち、8時間程度を配偶者からの暴力に関する講義に充てている。
4	法務総合研究所	新任検事研修	年に1回実施	新任検事	当該研修のうち、1時間程度を配偶者からの暴力の防止に関する法律及びその他女性が被害者となるような罪名等について講義を行っている。
5	法務総合研究所	検事一般研修	年に2回実施	任官後おおむね3年前後の検事	当該研修のうち、45分程度を配偶者からの暴力の防止に関する法律及びその他女性被害者となるような罪名等について講義を行っている。
6	法務総合研究所	法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修	年に1回実施	課長級	当該研修のうち、2時間程度を配偶者からの暴力の防止に関する講義にあてている。